

香川県子どもの貧困対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 香川県における、子どもの貧困の対策を総合的かつ効果的に推進するため、香川県子どもの貧困対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 香川県における子どもの貧困対策についての計画策定に関すること
- (2) その他子どもの貧困対策の総合的な推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、子どもの貧困対策について見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 委員会において専門の事項を調査検討するために必要があるときは、第3条第1項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。